勝山寮施設管理規程

公益財団法人星陵会
２０１８（平成３０）年３月１９日制定
２０２３（令和５）年６月７日改定

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人星陵会（以下「本法人」という）定款４条に基づき、公益財団法人星陵会勝山寮（以下「勝山寮」という）の施設管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（勝山寮の概要）

第２条　勝山寮の所在地は以下のとおりとする。

千葉県安房郡鋸南町竜島９４５

（利用資格）

第３条　勝山寮は、東京都立高等学校生徒及び関係者（卒業生、ＰＴＡ等）、近隣都県の児童、生徒、学生、その他教育関係者に対して、低額有償で臨海研修施設を提供し、教育を通じて青少年の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

２　勝山寮の利用に関しては、その目的が公益に適う利用を優先するが、一般利用者の利用も認める。

（利用期間、利用時間）

第４条　開寮期間は、毎年５月１日から１０月末日までとするが、公益利用等の申込みに関してはこの期間に限らず可能な限りの対応に努める。

２　利用できる時間は、原則として１５時から翌日１０時までとし、連泊の場合は連続で利用できるものとする。

（申込方法）

第５条　勝山寮を利用しようとする者(以下「申込者」という)は、所定の申込書に必要事項を記入の上、本法人事務局に提出する。利用の３か月前から受け付ける。

２　申し込みは、利用の３か月前から受け付ける。

次に掲げるものは、利用開始日の３か月以上前であっても受け付けることができる。

①　日比谷高校における年次行事

②　公共団体又はこれに準ずるものが定期的に行う催し物

③　その他、理事長が特に認める催し物

（利用申込み及びその承認等）

第６条　本法人事務局は、勝山寮の利用申込みを承認するとき又は承認できないときは、その旨を速やかに申込者に通知するものとする。

２　前項により本法人理事長印をもって勝山寮の利用承認を受けた申込者は、その利用日に勝山寮に到着したときは、その承認書を管理人に提出したうえで勝山寮を利用するものとする。ただし、やむを得ない理由により提出できない場合は、この限りでない。

（利用の取消し、変更又は違約金）

第７条　申込者は、前条第１項により勝山寮の利用承認を受けた後、その利用の取消し又は利用人員の変更が生じたときは、速やかに本法人事務局に届出なければならない。

２　天災その他やむを得ない理由の場合を除き、利用日の２週間前までに届出をしなかったときは、キャンセル扱いとして利用料の半額を徴収する。

（利用料金）

第８条　利用者又はその代表者は、別表より算出した利用料金を本法人事務局に支払わなければならない。また、勝山寮にて現地精算分が生じた場合には、退寮までに支払わなければならない。ただし、理事長が認めた場合には、必要に応じて別に支払方法を定めることができるものとする。

２　利用料金は、下記「一般料金」「公益料金」「特別料金」の３種別とし、別表１、２のとおりとする。

ア　一般料金　　下記イ、ウに該当しない利用については、全てこの料金を適用する。

イ　公益料金　　教育・研修目的を基準に、定款第３条の目的に適合すると判断される利用者に対しては、この料金を適用する。ただし、営利を目的とする場合はこの限りでない。

ウ　特別料金　　日比谷高校臨海合宿、及びこれに準ずる催しについては、この料金を適用する。

（利用者の遵守事項）

第９条　利用者は、この規則に定めるもののほか次の事項を遵守するとともに、管理人の指示に従い所内の秩序を保持し、他の利用者に迷惑を及ぼさないようにしなければならない。

(1)　２２時以後勝山寮に出入りしないこと。

(2)　２２時から翌日６時までは、緊急の場合を除き、管理人、職員に用事を申し出ないこと。

(3)　外出しようとするときは、行先及び帰寮予定時刻を職員に連絡すること。

(4)　施設備品等をき損しないこと。

(5)　火災予防に留意すること。

２　前項(1)及び(2)については、管理人に事前に連絡した場合はこの限りでない。

３　管理人は、第１項の規定に違反した者に対し退寮を求め、故意もしくは過失により施設備品等をき損した者に対し、これを弁償させることができる。

（その他）

第10条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に理事長が定めるものとする。

（改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則　　この規程は、２０１８（平成３０）年４月１日から施行する。
附則　　この規程は、２０２３（令和５）年７月１日から施行する。